

## 貸付予定の農用地等に係る利害関係人の意見聴取について

山梨県農地中間管理機構から貸し付ける計画の以下の農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。  
利害関係人でご意見のある方は、意見書様式に必要事項をご記入のうえ、期限内に当会社までご提出ください。

令和5年10月5日

公益財団法人山梨県農業振興公社  
理事長 土屋 重文

借入 整理 番号	土地の表示							貸借期間	
	市町村	大字	字	地番	地目		地積	開始日	終了日
					公簿	現況	m <sup>2</sup>		
1	笛吹市	境川町藤壺	大塚	1057	田	畑	294.00	R5.11.1	R13.12.31
	笛吹市	境川町藤壺	大塚	1058	田	畑	450.00		
	笛吹市	境川町藤壺	大塚	1059	田	畑	386.00		
	笛吹市	境川町藤壺	大塚	1060	田	畑	232.00		
2	笛吹市	境川町藤壺	水口	657-1	畑	畑	404.00	R5.11.1	R9.12.31
3	笛吹市	一宮町一ノ宮	今宮	38-1	畑	畑	854.00	R5.11.1	R13.12.31